

令和6年度もりぐち児童クラブ「入会児童室」 利用者負担金等について

減免について

○減免とは

事由に応じた減免申請をすることで利用者負担金を減額し、又は免除することができる制度です。

○減免の種類

項	減免の事由（要申請）	減免の額	申請期限
1	保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていること。	全額	利用月の納付日 （当月の10日）まで ※利用時のみ。毎月の提出 は必要ありません。
2	保護者の当該年度の市民税が非課税になること。（※1）	全額	
3	保護者の当該年度の市民税の所得割が非課税（2の項に規定する場合を除く。）となること。（※1）	半額	
4	保護者が災害その他特別な事由により負担金の納付が困難になったこと。	市長が別に 定める額	
5	同一世帯で2人以上の児童が入会児童室の利用許可を受けていること。	半額（利用許可を受けた児童のうち、年長者から数えて2人目以降の児童に限る。）	
6	次に掲げる理由により、当該月のうち、開設日の全部を利用できなかったこと。 （1）傷病又は疾病（※2） （2）市長が利用を一時停止させたこと。（※3）	全額	減免事由が生じた日の属する月の翌月の末日まで ※クラブ室への提出は翌月の25日まで ※毎月申請が必要です。
7	当該月のうち、次に掲げる理由により利用できなかった日数と入会児童室の利用許可を受けていない日数との合計が16日以上であること。 （1）傷病又は疾病（※2） （2）市長が利用を一時停止させたこと。（※3）	半額	

※1 当該年度の課税状況が確定した後に、減免を決定します。例年7月以降となっておりますので、それまでの間は通常の納付が必要です。なお、減免申請した月まで遡って減免を決定します。

※2 医師の診断書等の提出が必要で診断書、証明書で確認できる期間のみ対象として取扱います。

※3 市長が利用を一時停止させたとは、インフルエンザなどの学級閉鎖等に伴う児童クラブの利用停止などです。

■結果的に土曜日・延長の利用がなくても、6,7項に該当しなければ、減免できない＝料金は発生する。料金がからなよう前月末までに提出
■7項の半額減免は、負担金総額に対して適用（Ex：6900円の半額）

○申請の方法

- ・「もりぐち児童クラブ事業利用者負担金減免申請書」に必要事項を記入し、申請期限までに市担当課（郵送可※必着）または各児童クラブ室に提出してください。
- ・申請書は、市担当課及び各児童クラブ室に設置しています。また、市HPより申請様式のダウンロードも可能です。申請書の書き方等は、市HPにて記入例を掲載しております。（下記、二次元コードあり）

○注意事項

- ・延長または土曜日の利用許可がなされており、当該月に延長または土曜日の利用がなくても、減免の事由6項、7項に該当しない場合は、減免の対象外となります。
- ・利用方法に変更が生じる場合は、中止月の前月25日までに「各種変更利用申請書兼届出書」の届出をしてください。
- ・減免の事由3項、5項、7項の減免は、利用負担金の総額に対して半額の減免が適用されます。
- ・各家庭で出席日数の管理をし、利用実態に応じて申請をしてください。

還付について

○還付とは

利用者負担金を納付いただいた後に、減免決定された場合に還付する金額が発生します。

○還付までのスケジュール（減免の事由6項及び7項の場合）

利用月			翌月			翌々月			翌々翌月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
			① 様式(ア)・(イ)提出								
						②					
								③			

①減免の事由に応じて翌月末日までに「もりぐち児童クラブ事業利用者負担金減免申請書（6項7項用）」【様式(ア)】及び「もりぐち児童クラブ入会児童室利用者負担金充当依頼書兼還付請求書」【様式(イ)】を市担当課（郵送可）に提出してください。（各児童クラブ室に提出する場合は、翌月25日まで）

②申請内容に基づき審査した結果が通知書として送付されます（対象外の方への通知はございません）

③「①」で指定した口座に還付されます（還付請求書の受領日の翌月末を予定）
充当依頼された方は、充当依頼書の受領日の翌月分に充当されます。

※ 減免の事由1項から5項の還付については、市に問い合わせください。

【問い合わせ先】 守口市役所子育て支援政策課
TEL：06-6992-1228
守口市HPは右記二次元コード

